

令和5年度佐久広域連合要介護認定支援システム等更新事業評価審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 佐久広域連合及び当広域連合組織市町村（以下「市町村」という。）が使用する要介護認定支援システム等の更新事業公募型プロポーザルに係る評価審査について、公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和5年度佐久広域連合要介護認定支援システム等更新事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(評価審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を評価及び審査する。

- (1) プロポーザル実施要領及び仕様書の承認に関すること
- (2) 提案書等の審査及び受託候補者の決定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員を持って組織する。

2 委員長は、非公開をもって充てる。

3 委員（委員長を含む。）は次に掲げる職員で組織する。

- (1) 非公開 以上2名
- (2) 非公開 以上11名

(委員長の職務)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

(任期)

第5条 委員の任期は、業者評価審査終了後の受託候補者決定日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会庶務（事務局）は、佐久広域連合福祉課介護保険係において処理する。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月7日から施行する。